業務及び財産の状況に関する説明書類

第 30 期　令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 5 月 29 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名　暁 監査法人

所在地　兵庫県西宮市和上町 5 番 29 号
パラツィーナ和上 304

代表者　中井　学

一. 業務の概況

1.監査法人の目的及び沿革

(1)目　的

・財務書類の監査又は証明

・財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案、又は財務に関する相談

(2)沿　革

当法人は長年、個人会計事務所を経営してきた公認会計士 3 名が軸となり、これに賛同する公認会計士が集まり法人設立を計画(平成 8 年 3 月 22 日付蔵証第 453 号により設立許可)し、平成 8 年 4 月 1 日に暁監査法人を設立した。その後、設立時の構成員のうち 4 名が脱退し、新たに 5 名が加入し、現在に至っている。

2.無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれかであるかの別

当法人は無限責任監査法人である。

3.業務の内容

(1)業務概要

監査証明業務及び非監査証明業務を行ったが、詳細については「(3)監査証明業務の状況」及び「(4)非監査証明業務の状況」のとおりである。

(2)新たに開始した業務その他の重要な事項

なし

(3)監査証明業務の状況

令和 8 年 3 月 31 日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①　金商法・会社法監査	1 社	1 社
②　金商法監査	0 社	0 社
③　会社法監査	0 社	0 社
④　学校法人監査	0 社	0 社
⑤　労働組合監査	7 社	0 社
⑥　その他の法定監査	0 社	0 社
⑦　その他の任意監査	1 社	0 社
計	9 社	1 社

(4)非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数
大会社等	0 社
その他の会社等	5 社
その他	0 社

4.業務管理体制の整備及び業務の運営状況

(1)業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人に従事する社員・職員は、「社会のニーズ」・「関与会社のニーズ」に的確に応えられるよう常にプロ意識に徹して研鑽に励む公認会計士の集団でありたいと考えている。

会計監査という厳正な仕事のなかにあって、関与会社とのコミュニケーションを密にし、企業管理体制の充実、企業の成長発展に些かなりとも役立つことを法人の経営基本方針としている。

② 経営管理に関する措置

法人の組織体制については、「四．監査法人の組織の概要」に記載しているとおりであり、社員 6 名で構成される社員総会において、定款・就業規則・給与規程等の諸規程の制定・改廃、人事計画・監査計画・収支計画・収支決算の承認決定、その他の重要事項の意思決定を行っている。この他、品質管理の全般に関する統括、監査マニュアル・標準様式等の整備、専門的な見解の問い合せなどに対応するための品質管理委員会を、日常的な監視及び定期的な検証に関する統括としての品質管理監視委員会並びに職業倫理及び独立性に関する統括としての倫理委員会を別途設けている。

③ 法令遵守に関する措置

法令遵守の体制として特別に委員会は設置していないが、社員総会や研修会を行うことにより、社員・職員相互における最近の法令改正の現状認識を深めるよう努力している。また、日本公認会計士協会本部で開催される中小監査事務所連絡協議会の研修にも積極的に参加し、よりホットな情報を入手している。同研修会からの情報により、最近では「インサイダー取引防止規程」、「情報セキュリティ・ポリシー」を策定している。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という。）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

当法人は、専任の部門として品質管理部門を設置しており、業務の品質管理に主として従事するための十分な時間が確保できる公認会計士である社員を品質管理担当責任者として選任している。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

品質管理担当責任者は、品質管理業務に主として従事するための十分な時間が確保でき、品質管理業務に著しい影響を及ぼさない程度において監査業務を兼任している。なお、品質管理担当責任者が監査責任者として関与する個別の監査業務については、当該監査業務に関与しない他の社員等が品質管理業務を実施することとしている。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日（会計年度中の一定の日）

令和 8 年 3 月 31 日

② 業務の品質の管理の目的

当法人は「監査事務所における品質管理」（品質管理基準報告書第 1 号）が適用される監査業務に関し、次の合理的な保証を提供するために、品質管理システムを整備・運用している。

1. 当法人及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
2. 当法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア．業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人及び監査実施者が監査業務に関係する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会倫理規則第２条に基づき、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力、正当な注意、守秘義務、職業的専門家としての行動の各項目について職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めている。また、当法人は、当法人及び監査実施者が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性の保持のための方針及び手続を定めている。さらに、倫理委員会は、当法人及び監査実施者が、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年７月１日現在並びに必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理規則実務ガイダンス「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めている。

イ．業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、次のような観点から監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めている。

・当法人の規模及び組織、当該監査業務に適した能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況等
・監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクを考慮して新規の締結及び更新の判断を行うほか、審査担当社員などの監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を行うように定めている。

ウ．業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、業務を担当する社員の選任にあたっては、独立性に関する規定を遵守し、業種及び監査リスクを踏まえ社員の能力及び経験等を考慮して決定している。また、監査チームメンバーの選任にあたっては、監査業務に係る品質管理能力や業務内容と類似した業務の実務経験、コミュニケーション能力等を考慮するとともに、十分な時間を確保することが可能と判断した専門要員を選任するものとする。

エ．人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

（ア）社員の報酬の決定に関する事項

当法人の被監査会社に対する監査報酬は、基本報酬・責任者報酬・執務報酬から構成され、当法人の品質管理の方針に基づき、必要かつ十分な監査時間を確保できる執務時間をもとに見積り算定している。社員報酬については、このような適正な監査報酬を前提に、監査責任者の能力及び経験、執務時間など考慮し、適切かつ平等に法人全体としての社員総会の承認をもって決定している。

（イ）社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人では、監査従事者の連携を深めるため、最近の監査実務に関する現状認識を共有するために、毎月社員総会や法人独自の研修会を実施している。さらに当法人としても個人の自己研鑽による研修の受講に頼るだけでなく、日本公認会計士協会本部で開催される中小監査事務所連絡協議会の研修にも積極的に参加し、品質管理のシステムに関する最新情報を入手するようにしている。

オ．業務の実施及びその審査

（ア）専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な見解の問合せに関する方針及び手続を次のように定めている。

a)判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施すること
b)専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、当法人内外において、十分な人材等を確保すること
c)専門的な見解の問合せから得られた見解を十分に検討し対処すること
d)専門的な見解の問合せの内容、得られた見解及びその対処を文書化すること

（イ）監査上の判断の相違の解決

当法人は、監査実施者間、専門的な見解の問合せの依頼者と助言者との間又は監査責任者と監査業務に係る審査の担当者との間の監査上の判断の相違を解決するため、監査上の判断の相違に関する方針及び手続を次のように定めている。
a)専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。
b)監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

（ウ）監査証明業務に係る審査

当法人は、審査を行う機構を設け、すべての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行い、以下のとおり方針及び手続を定めている。
a)審査の内容、実施時期及び範囲
b)審査の担当者の適格性
c)審査に関する文書化

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務については、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者等を選任することとしている。

（エ）監査ファイルの電子化その他の監査業務の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めている。監査ファイルは、原則として監査報告書ごとにまとめ､その最終的な整理を完了する期限は監査報告書日から60日以内としている。監査ファイルの最終的な整理の完了後の監査調書の変更又は追加する場合には、履歴を明確に記録することとしている。

カ．　業務に関する情報の収集及び伝達

当法人は、品質管理システム及び監査事務所内外への適時な情報の発信に関して、情報の取得、生成又は利用に対処する、品質目標を設定しており、 監査事務所の内外から業務に関する情報を収集する方針及び手続を品質管理規程に定め、入手した情報の活用方法は、社員総会にて検討している。また、監査チームは、被監査会社の監査役等に対して、当法人の品質管理システムに対する理解を支援するため、適切な情報を伝達するとともに十分なコミュニケーションを実施することとしている。

キ．前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に関しては､「監査人の交代」(監査基準報告書 900）に準拠し、品質管理担当責任者の管理のもと、当監査法人が前任監査人となる場合及び後任監査人となる場合の双方において、不正リスクへの対応を含めた引継に関する方針及び手続を制定し、実施している。

ク．アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、品質管理システムの責任者を最高経営責任者とし、品質管理システムの整備及び運用に関する責任は品質管理担当社員としている。

ケ．アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は「監査事務所における品質管理」(品質管理基準報告書第 1 号）に準拠しリスクアプローチにより品質目標を設定し、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る､リスク評価プロセスをデザインし適用することとしている。

コ．アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人は、不備を識別するための基礎を提供するために、モニタリング活動をデザインし、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動を実施している。また、識別された不備については、根本原因を分析し、改善のための継続的な是正措置を講じることとしている。

④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

品質管理システムに関する最終的な責任を持つ統括代表社員が、評価基準日において品質管理システムの評価を実施した結果、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供していると評価している。

⑤ ④の評価結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項なし

(4)公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人は、監査計画の策定、監査の実施及び監査意見の表明は、社員総会で決議された業務執行社員が監査チームを掌握して実施しており、さらに監査計画及び監査意見は審査担当社員による審査を行っており、公認会計士である社員以外の者による不当な影響を排除している。

(5)直近において日本公認会計士協会の調査(公認会計士法第46 条の9 の2 第1 項の規定による調査(品質管理レビュー）を受けた年月

令和７年８月（通常レビュー)

(6)業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う統括代表社員が、業務の品質の管理の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認している。

5.公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし

6.外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項なし

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項なし

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項なし

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6　人	0　人	6　人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

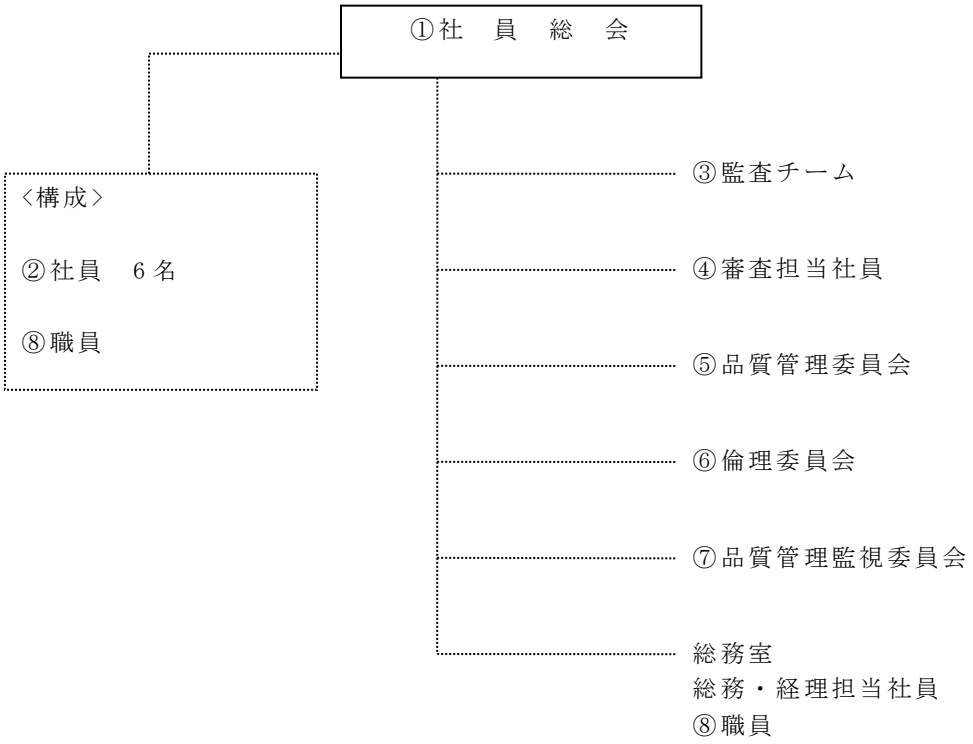
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員総会	全ての重要案件の意思決定	6　人	0　人	6　人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 本部	兵庫県西宮市和上町5番29号パラツィーナ和上304	5　人	0　人	5　人	7　人
(従) 大阪事務所	大阪府大阪市中央区安土町一丁目5番9号ゼニヤベストビル4階	1　人	0　人	1　人	0　人

四. 監査法人の組織の概要

法人組織図



①社員総会	定款・就業規則・給与規程等の諸規程の制定・改廃、人事計画・監査計画・収支計画・収支決算の承認決定、その他の重要事項の決定
②代表社員	社員総会決定事項の執行、対外行為の執行
③監査チーム	関与会社ごとの監査実行グループ
④審査担当社員	代表社員が自己の関与会社以外の被監査会社の監査状況・監査意見を審査
⑤品質管理委員会	品質管理の全般に関する統括、監査マニュアル・標準様式等の整備、専門的な見解の問い合せ
⑥倫理委員会	職業倫理及び独立性に関する統括
⑦品質管理監視委員会	日常的な監視及び定期的な検証に関する統括
⑧職員	人事・庶務・経理事項の事務処理

五．財産の概況

1．売上高の総額

（単位：円）

	第29年度 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	第30年度 令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
売上高		
監査証明業務	31,240,000	32,455,500
非監査証明業務	13,736,250	6,875,000
合　計	44,976,250	39,330,500

2．直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人であるため、添付を省略する。

3．2．に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人であるため、添付を省略する。

4. 供託金等の額
無限責任監査法人であるため、記載を省略する。

5. 供託金等の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容
無限責任監査法人であるため、記載を省略する。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

株式会社タカトリ

以上